

ひろさきりんご収穫祭
新型コロナウイルス感染症に係る
感染防止対策マニュアル

令和4年10月

弘前市りんご公園まつり事業実行委員会

目 次

1. 本ガイドラインの基本的な考え方	..	2
2. 定義	..	2
3. ひろさきりんご収穫祭の開催に係る運営方針	..	2
4. 感染防止及び感染拡大防止のための基本的な考え方	..	3
(1) 来園者及びスタッフが講じる基本的な感染防止対策	..	3
(2) 来園者に対する感染防止対策	..	4
(3) スタッフの基本的な感染防止対策	..	4
5. 園内の感染防止対策	..	5
6. 感染防止対策等に係る周知	..	6
7. 感染者及び感染が疑われる者が確認された場合の対応	..	6
8. 開催後の対応	..	6
9. コロナの感染状況による開催継続の判断	..	7

1. 本ガイドラインの基本的な考え方

本ガイドラインは、ひろさきりんご収穫祭（以下「収穫祭」という。）の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染防止対策を図るために、以下の対策を講じて実施するものです。

本ガイドラインの作成にあたっては、青森県危機対策本部が定める「イベント開催制限の考え方」及び「青森県祭り・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策事例集」等を参考に、収穫祭が安全・安心に運営できるよう、弘前市りんご公園まつり事業実行委員会においてコロナ対策をまとめたものです。

別に作成する「感染症が疑われる場合の対応」及び「感染防止対策チェックリスト」と一体的に取り組むことで、コロナ対策を徹底したうえで収穫祭を開催するものです。

なお、本ガイドラインは、日々状況が変わっているコロナの感染状況に応じた感染防止対策や知見等を踏まえ、一人一人が感染防止対策に関して高い意識と適切な行動をとることが必要であり、それを強く求めるものです。

収穫祭は、県ガイドラインの「感染リスクの全体像と祭り等の分類」の「(2) 地域コミュニティ型※」に分類されます。

以下、この分類で示されている感染防止対策を基にした内容を記載します。

※地域コミュニティ型とは、地域で行われる小規模から中規模の祭り等であり、参加団体や観覧者は県内が主となるものです。開催場所についても限られた場所にて開催され、地域と連携することでスムーズな管理となる祭り等になります。（県ガイドラインより）

2. 定義

- ・来園者とは、収穫祭においでになる方（主として会場内の人）
- ・運営者とは、収穫祭主催団体のスタッフ、運営受託事業者、会場内建物施設指定管理者、出店の出店者、体験等の関係スタッフなどまつりを運営又はまつりに関係する方（以下「スタッフ」という。）

3. 収穫祭の開催に係る運営方針

収穫祭の開催にあたっての運営方針は、次のとおりです。

【主な運営方針】

- スタッフは、マスク着用や手指消毒の徹底、健康管理の確認、保持などの基本的な感染防止対策を徹底します。また、来園者に対しても強くお願いします。
- 園内2か所に入園受付場所を設け、マスク着用の有無の確認、検温や手指消毒の実施や確認などを行います。
- まつりの入園受付時間は10時00分から15時00分とし、出店や体験メニューの営業時間も同様とします。
- 園内での飲酒はまつり期間中禁止とします。
- 食べ歩きは禁止します。指定された飲食エリアでのみ、マスク会食徹底により、飲食することができます。
- 人と人が触れ合わない程度の間隔を確保します。
- 指定された園路では、一方通行とします。
- 園内巡視の強化、園内放送や看板設置、SNSなどにより、混雑状況や園内のルールの情報発信をします。
- 基本的には、園内での人数制限は行いませんが、入園状況によっては、入園制限や強制的に誘導を行います。

4. 感染防止及び感染拡大防止のための基本的な考え方

上記3を踏まえて、来園者及びスタッフが講じる必要がある基本的な感染防止対策は次のとおりです。

(1) 来園者及びスタッフが講じる基本的な感染防止対策

- 「三つの密（密閉・密集・密接）」を回避する行動をとってください。
- 日常的に健康管理を努めてください。（体温測定の実施や健康状態のチェック）
- 距離の確保を図ってください。
（基本的に2メートルは確保し、最低1メートル）
- 可能な範囲で人との接触の機会を減らしてください。
- マスクは必ず着用してください。
- こまめに手洗いや手指消毒を行ってください。
- 緊急性がある場合を除いては、大声を出さないでください。
- 咳エチケットに努めてください。
- 使用した道具等、人が触れた箇所の消毒を徹底してください。

(2) 来園者に対する感染防止対策

- 自宅において検温等の体調確認や管理を行ったうえで、来園するよう呼びかけます。また、体調不良の場合には入園を控えるよう促します。
- 受付口(2か所)で次の感染防止対策を講じます。
 - ・ 消毒液による手指消毒をお願いします。
 - ・ 検温を実施し、体温が37.5度以上の場合には、再度検温し、二度目も37.5度以上の場合には、入園しないよう要請します。
- 受付の完了を確認するためリストバンドを配布し、着用をお願いします。
- マスク着用を徹底させるため、不携帯の方には、園内でのマスク着用は必須であることを説明し、マスクを販売します。(ただし、やむを得ない理由がある場合を除く。)
- 入園受付の時間前に入園した人で、受付時間開始後も園内に留まっている方には、最寄りの入園受付で受付するよう園内放送等で呼びかけます。
- 大きな声での発声や会話をしないようお願いします。
- 来園者自らがソーシャルディスタンスの行動をとるよう促します。
- 次の項目に該当する方は、入園を制限します。
 - ①発熱の症状がある方(体温37.5度以上)
 - ②咳、全身倦怠感等の感冒様症状や嗅覚障害、味覚障害等のある方
 - ③新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触者又は感染の疑いがある方
 - ④入国後の自宅待機期間中である方又は当該在住者との濃厚接触がある方
 - ⑤基礎疾患のある方で感染に不安のある方、体調不良やその他不安のある方

(3) スタッフの基本的な感染防止対策

上記(1)及び(2)の感染防止対策を徹底してください。

そして「感染しない、感染させない。」といった高い意識で適切な行動をとってください。

- マスクは必ず着用し、必要に応じて手袋も着用してください。なお、マウスシールドのみ、または、フェイスシールドのみでは、マスクの代用にならないため単独では使用しないでください。
- 消毒液等による手指消毒は徹底し、消毒液等が不足しないよう適宜、確認をしてください。
- 緊急性がある場合や園内の管理のために必要な場合、ステージ上を除いては、

大きな声で発言をしないでください。

- スタッフウェアや着衣等は、清潔に保ってください。
- 機器、機材を共有して使用する場合には、適宜に清拭消毒を行ってください。
- 休憩時間は分散化し、対面での食事、会話を避けてください。
- 休憩場所が部屋の場合、窓を開けるなど換気を徹底してください。
- アルバイトを含むスタッフに対して感染防止に係る教育を実施してください。
- スタッフの連絡体制は事前に整えてください。その場合、個人情報の管理については、細心の注意を払って管理してください。
- 必ず従事前には検温を各自で行うとともに、体調を確認し、発熱や咳、倦怠感など体調不良がある場合等は、速やかに責任者に連絡し、連絡があるまで自宅で待機してください。
- 収穫祭に係る団体等の責任者は、まつり期間、及びその前後を含め体調に変化があるスタッフがいないか確認してください。
- スタッフは、収穫祭の1週間前から開催後2週間は検温及び体調を確認して次の項目を記録してください。

・発熱	37.5度以上（平熱+1℃）の発熱がない
・呼吸器症状	咳や呼吸器苦などの症状がない
・嗅覚味覚症状	味や匂いに異常がない
・倦怠感	体がひどく重くなることはない
・その他特記事項	他に何か体調の変化などがない

- コロナの陽性と判明した者との濃厚接触者や同居家族及び身近な知人等の感染が疑われる者など、コロナの感染の疑いや不安がある者は、直ちに適切な行動をとるとともに責任者に連絡してください。
- 入園受付、清掃やごみ回収、警備など外部委託する業務がある場合には、各業界で発出している「業種別のコロナの感染防止ガイドライン」を遵守するとともに、国や県の取り扱い及び本マニュアルを参考にしながら、コロナの感染防止対策をしっかりと講じたうえで業務にあたるよう要請してください。
- この他、必要なコロナの感染防止対策を講じてください。

5. 園内の感染防止対策

- 園内のトイレやベンチは定期的に消毒します。
- 飲食エリアは、立食での飲食台を用意するほか、エリア内では自由に家族等の少人数で飲食できることを想定しています。飲食エリアでは、マスク会食の徹底及び長時間にわたって専用しないよう促すほか、飲食台については人員を配置し、定期的に消毒します。
- まつり本部、入園の受付口、出店、スタッフ控え室など、各団体等が専用する場所は、各団体において適切に感染防止対策を講じます。
- 飲酒、食べ歩き、密状態の回避の呼びかけや飛沫に繋がる行為を行っている者などに対して注意などを行うために、スタッフ等の人員の増員と配備を強化し、随時巡回を行います。

6. 感染防止対策等に係る周知

感染防止を図るため、次のとおり周知します。

- 園内各所に周知のための看板を設置します。
- 園内放送により周知します。
- 広報ひろさき、関係機関等のホームページ、ポスター、チラシ、SNSなど様々な媒体を活用して周知します。
- まつり本部からスタッフに対して必要な情報等を発信し、共有します。
- コロナの感染防止対策の観点から来園者に対して、「主催者の指示に従わない場合には入園をお断りするなどの措置をとる場合もある。」ことを事前にホームページ等で告知します。

7. 感染者及び感染が疑われる者が確認された場合の対応

- 感染者及び感染が疑われる者が確認された場合、直ちにかかりつけ医、または県コールセンターに連絡します。
- 収穫祭の開催期間中及び終了後に、感染が疑われる者が確認された場合は、直ちにかかりつけ医、または県コールセンターに連絡し、感染状況等の聞き取り、現場確認、感染防止対策などの指示等には全面的に協力します。
- 情報の混乱を避けるために、すべての情報を一括管理することとし、その窓口は、弘前保健所と相談し、速やかに決定します。
- それぞれの出店者は、スタッフの健康状態等について確認します。

8. 開催後の対応

- スタッフの連絡先等の情報については、各自適切に管理します。
- スタッフは、14日間を目安に発熱や症状の有無などの健康観察を行い、発熱や咳などの体調の異変などがある場合は、速やかにかかりつけ医、または県コールセンターに相談してください。

9. コロナの感染状況による開催継続の判断

青森県危機対策本部が定める「イベント開催制限の考え方」及び新型コロナウイルス感染症の感染状況により、必要に応じてコロナの感染状況の情報収集や受信・相談センター（弘前保健所）等の指導機関の指示、助言を得ながら、弘前市りんご公園まつり事業実行委員会において、中止又は縮小等の協議を行い決定します。

以上、上記に記載されていない項目や内容であっても、国、県、市、関係機関の指導、助言等に基づき、コロナの感染状況に応じて、感染防止や拡大を防ぐために必要な行動をとってください。

本ガイドラインについては、全国、県内、弘前保健所管内及び弘前市におけるコロナの感染状況やコロナに関する最新の知見等を踏まえて、適時、見直しを行うものとします。